

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1 次の記述は、アマチュア局の免許について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

次のいずれかに該当する者には、アマチュア局の免許を与えないことができる。

電波法又は放送法に規定する罪を犯し □ A □ に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から □ B □ を経過しない者
無線局の □ C □ から □ B □ を経過しない者

	A	B	C
1	懲役	3年	免許の取消しを受け、その取消しの日
2	懲役	2年	運用の停止の命令を受け、その命令の解除の日
3	罰金以上の刑	3年	運用の停止の命令を受け、その命令の解除の日
4	罰金以上の刑	2年	免許の取消しを受け、その取消しの日

A - 2 次に掲げる事項のうち、無線局の免許状に記載される事項でないものを、電波法の規定に照らし1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人の住所 2 無線局の目的 3 無線局の種別 4 通信事項 5 空中線の構成

A - 3 次の記述は、変更等の許可について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、通信の相手方、□ A □ 若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は □ B □ をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

	A	B
1	通信方式	無線設備の変更の工事
2	通信方式	工事設計の変更
3	通信事項	無線設備の変更の工事
4	通信事項	工事設計の変更

A - 4 次の記述は、申請による周波数等の変更に関する電波法の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は第8条の予備免許を受けた者が識別信号、□ A □、周波数、□ B □ 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

	A	B
1	電波の型式	通信方式
2	電波の型式	占有周波数帯幅
3	電波の型式	空中線電力
4	変調の方式	占有周波数帯幅
5	変調の方式	空中線電力

A - 5 次に掲げるもののうち、空中線の指向特性を定める事項として、無線設備規則に規定されていないものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 給電線よりの輻射
2 主輻射方向及び副輻射方向
3 垂直面の主輻射の角度の幅
4 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの

A - 6 次の記述は、アマチュア局の受信設備の条件について電波法及び無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の□Aを与えるものであってはならない。

に規定する副次的に発する電波が他の□Aを与えない限度は、受信空中線と□Bの等しい□Cを使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。

A	B	C
1 無線設備の機能に支障	電氣的常数	擬似空中線回路
2 無線設備の機能に支障	利得及び能率	空中線結合回路
3 無線局の運用に妨害	電氣的常数	空中線結合回路
4 無線局の運用に妨害	利得及び能率	擬似空中線回路

A - 7 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度(□Aをいう。以下同じ。)が別表第2号の3の2に定める値を超える場所(人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。)に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りでない。

- (1) 平均電力が□Bの無線局の無線設備
- (2) 移動する無線局の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が□C場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

A	B	C
1 電界強度及び磁界強度	10ミリワット以下	発生し、又は発生するおそれがある
2 電界強度及び磁界強度	20ミリワット以下	発生した
3 電界強度、磁界強度及び電力束密度	10ミリワット以下	発生した
4 電界強度、磁界強度及び電力束密度	20ミリワット以下	発生し、又は発生するおそれがある

A - 8 次の記述は、変調について無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信装置は、□Aによって搬送波を変調する場合には、変調波の□Bにおいて□Cパーセントを超えない範囲に維持されるものでなければならない。

A	B	C
1 信号又は符号	尖頭値 <small>せん</small>	± 85
2 音声その他の音響	平均値	± 100
3 音声その他の周波数	尖頭値 <small>せん</small>	± 100
4 音声その他の周波数	平均値	± 85

A - 9 次の記述は、混信等の防止について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、□A又は電波天文業務(宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。)の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備(無線局のものを除く。)で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような□Bを与えないように運用しなければならない。ただし、□Cについては、この限りでない。

A	B	C
1 他の無線局	混信その他の妨害	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
2 他の無線局	混信	遭難通信
3 放送の受信を目的とする受信設備	混信その他の妨害	遭難通信
4 放送の受信を目的とする受信設備	混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

A - 10 次の記述は、無線局の免許状又は登録状（以下「免許状等」という。）の記載事項の遵守について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合には、□A、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(1) 免許状等に□Bであること。

(2) 通信を行うため必要最小のものであること。

又は□Cの規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	無線設備の設置場所	記載されたものの範囲内	の(1)
2	無線設備の設置場所	記載されたもの	の(2)
3	無線設備	記載されたものの範囲内	の(2)
4	無線設備	記載されたもの	の(1)

A - 11 自局の通信が他の無線局の呼出しにより混信を受けた場合、無線局運用規則の規定により、妨害しないよう通知するために使用する略符号を下の1から5までのうちから一つ選べ。

1	QSK	2	QSD	3	QRM	5	4	QSV	5	QRL
---	-----	---	-----	---	-----	---	---	-----	---	-----

A - 12 次の記述は、アマチュア業務のモールス無線通信において、海上移動業務の規定をできる限り準用することとされている呼出しの反復及び再開について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

呼出しは、□A以上の間隔において□B反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも□Cの間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。

	A	B	C
1	2分間	3回	30秒間
2	2分間	2回	1分間
3	1分間	3回	3分間
4	1分間	2回	3分間
5	30秒間	3回	2分間

A - 13 次の記述は、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる場合について述べたものである。電波法の規定に照らし□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

無線局の発射する□Aが総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して□B電波の発射の停止を命じたとき。

の命令を受けた無線局からその発射する□Aが総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。

無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。

□Cの施行を確保するため特に必要があるとき。

	A	B	C
1	電波の質	3箇月以内の期間を定めて	電波法又は放送法
2	電波の質	臨時に	電波法
3	電波の型式及び周波数	3箇月以内の期間を定めて	電波法
4	電波の型式及び周波数	臨時に	電波法又は放送法

A - 14 次の記述は、総務大臣が行う処分について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は登録人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、□A□ 以内の期間を定めて □B□ の停止を命じ、若しくは第27条の18第1項の登録の全部若しくは一部の効力を停止し、又は期間を定めて運用許容時間、□C□ 若しくは空中線電力を制限することができる。

	A	B	C
1	6箇月	無線局の運用	電波の型式、周波数
2	3箇月	電波の発射	電波の型式、周波数
3	3箇月	無線局の運用	周波数
4	1箇月	電波の発射	周波数
5	1箇月	無線局の運用	電波の型式、周波数

A - 15 次の記述は、無線従事者の免許の欠格事由について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

次のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

- (1) 第9章(罰則)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から □A□ を経過しない者
- (2) 第79条(無線従事者の免許の取消し等)第1項第1号(電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときのことをいう。)又は第2号(不正な手段により免許を受けたときのことをいう。)の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から □A□ を経過しない者
- (3) □B□ 欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

	A	B
1	2年	身体に
2	2年	著しく心身に
3	3年	身体に
4	3年	著しく心身に

A - 16 次の記述は、無線局に備え付けておかなければならない書類について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

移動するアマチュア局(人工衛星に開設するものを除く。)にあつては、その無線設備の常置場所に □A□ を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)が □B□ を備え付けなければならない。

	A	B
1	免許状の写し	発給する証票の写し
2	免許状の写し	発給する証票
3	証票	発給する免許状
4	免許状	証明する無線局の現状を示す書類
5	免許状	発給する証票

A - 17 次に掲げる周波数帯のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表において、第三地域のアマチュア業務に分配されている周波数帯を1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 3,200kHz ~ 3,230kHz
- 2 3,230kHz ~ 3,400kHz
- 3 3,500kHz ~ 3,900kHz
- 4 3,900kHz ~ 3,950kHz
- 5 3,960kHz ~ 4,000kHz

A - 18 次の記述は、すべての無線局に対して禁止されている伝送について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

すべての局は、□A□ 伝送、□B□ 信号の伝送、□C□ 又は紛らわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を禁止する（第19条（局の識別）に定める例外を除く。）

- | | A | B | C |
|---|-------|------|------|
| 1 | 不要な | 過剰な | 虚偽の |
| 2 | 不要な | 不正確な | 不明瞭な |
| 3 | 暗語による | 過剰な | 不明瞭な |
| 4 | 暗語による | 不正確な | 虚偽の |

A - 19 次の記述は、混信に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

送信局は、□A□ を満足に行うため □B□ 電力で輻射する。

- | | A | B |
|---|-------|---------|
| 1 | 業務 | 必要かつ十分な |
| 2 | 業務 | 必要な最小限の |
| 3 | 信号の識別 | 必要かつ十分な |
| 4 | 信号の識別 | 必要な最小限の |
| 5 | 混信対策 | 必要な最小限の |

A - 20 次の記述は、許可書について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、□A□ ことができない。ただし、無線通信規則に定める例外を除く。

許可書を有する者は、憲章及び条約の関連規定に従い、□B□ を守ることを要する。更に許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

- | | A | B |
|---|------------|-----------|
| 1 | 設置し、又は運用する | 電気通信の秘密 |
| 2 | 設置し、又は運用する | 無線通信規則の規定 |
| 3 | 運用する | 電気通信の秘密 |
| 4 | 運用する | 無線通信規則の規定 |

B - 1 次に掲げる用語の定義のうち、電波法の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 「電波」とは、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- イ 「無線電信」とは、電波を利用して、モールス符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ウ 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- エ 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- オ 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその管理を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

B - 2 次の記述は、「占有周波数帯幅」及び「必要周波数帯幅」の定義について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

「占有周波数帯幅」とは、その上限の□ア□輻射され、及びその下限の□イ□輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の□ウ□に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等□ウ□の比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

「必要周波数帯幅」とは、与えられた発射の種別について、特定の条件のもとにおいて、使用される方式に必要な□エ□情報の伝送を確保するために十分な占有周波数帯幅の□オ□をいう。この場合、低減搬送波方式の搬送波に相当する発射等受信装置の良好な動作に有用な発射は、これに含まれるものとする。

- | | | | | |
|-------------|------------|-------------|------------|-------|
| 1 周波数帯を超えて | 2 周波数帯において | 3 0.05パーセント | 4 0.5パーセント | 5 最大値 |
| 6 周波数未満において | 7 周波数を超えて | 8 速度及び質で | 9 最小値 | 10 量の |

B - 3 次の記述は、罰則について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

遭難通信の取扱いを□ア□者は、1年以上の有期懲役に処する。

の□イ□は、罰する。

船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によって遭難通信を発した者は、□ウ□に処する。

自己若しくは他人に利益を与え、又は他人に□エ□を加える目的で、無線設備によって□オ□を発した者は、3年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処する。

- | | | | | |
|------|-------|----------------|---------|---------|
| 1 損害 | 2 教唆犯 | 3 100万円以下の罰金 | 4 虚偽の通信 | 5 拒否した |
| 6 障害 | 7 未遂罪 | 8 3月以上10年以下の懲役 | 9 違法な通信 | 10 妨害した |

B - 4 次に掲げるもののうち、電波法の規定により総務大臣に報告しなければならないものを1、報告を要しないものを2として解答せよ。

ア 非常通信を行ったとき。

イ 電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。

ウ 原因不明の重大な混信を受けたとき。

エ 非常の場合の無線通信の訓練のための通信を行ったとき。

オ 人の生命に重大な危害を及ぼす犯罪の現行犯人の逮捕に関し急を要する通信を行ったとき。

B - 5 次の記述は、「有害な混信」の定義について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

「有害な混信」とは、無線航行业務その他の□ア□の機能を害し、又は□イ□に従って行われる□ウ□の運用を著しく低下させ、□エ□し、若しくは反復的に□オ□する混信をいう。

- | | | | | |
|------|------|--------|--------|-----------|
| 1 発生 | 2 中断 | 3 国内規則 | 4 特別業務 | 5 電気通信業務 |
| 6 妨害 | 7 制限 | 8 安全業務 | 9 この規則 | 10 無線通信業務 |